

議 第 8 号

盛土の安全性に関する法整備を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣 あ て
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）
警 察 庁 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年7月に静岡県熱海市で発生した土石流の起点付近において、盛土が確認されたことから、土砂災害警戒区域の多い本県では盛土の流出により土砂災害が発生するおそれがある箇所の緊急点検を実施している。

このように盛土の安全性が求められる中、宅地を造成する場合の盛土のように安全対策を義務付けている法律もあるものの、盛土を一律に規制する法律がなく、一部地方自治体の条例で盛土等について、土砂の性質や施工方法等の規制を行っている。

本県においても条例の制定を検討しているところであるが、条例による規制では、罰則の上限が決まっており抑止力が不十分であること、基準等が地方自治体ごとに異なり、規制が緩い地域への盛土も懸念されることなどから、盛土の流出等を防ぎ安全を確保するためには、法律による全国統一の基準や規制が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、土砂災害について総合的な対策を講じるとともに、盛土を原因とする災害から国民の生命と暮らしを守るため、盛土の安全性に関する法整備を行うよう強く要請する。